日税研メールマガジン　vol.104
（平成27年11月16日発行）
公益財団法人日本税務研究センター

■Article■……

ホンダ事件／国外関連取引につき移転価格税制の課税を行うことができるか
～移転価格課税／残余利益分割法による更正処分の違法性～

平成27年5月13日東京高裁判決　Ｚ８８８－１９２９
（控訴人国）（控訴人の請求棄却）（確定）（納税者勝訴）

税理士　朝倉　洋子

……

はじめに

大手自動車メーカーとして知られるＨ社が、海外子会社との取引を巡り、移転価格税制に係る課税処分を受け、その取消しを求めた訴訟の控訴審判決で、平成27年5月13日、東京高裁は約75億円の課税処分を取り消した東京地裁判決を維持し、国側の控訴を棄却した。国は上告せず、この事件におけるＨ社の勝訴が確定した。

１　事案の内容

この事件は、自動二輪車及び四輪車の製造及び販売を主たる事業とするＨ社（原告・被控訴人）が、その間接子会社であり、ブラジル連邦共和国アマゾナス州に設置されたマナウス自由貿易地域（マナウスフリーゾーン）で自動二輪車の製造及び販売事業を行っている外国法人Ｋ社及びその子会社との間で、自動二輪車の部品等の販売及び技術支援の役務提供取引を行い、それにより支払を受けた対価の額を収益の額に算入して、平成10年3月期、平成11年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期の法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁から、これらの支払を受けた対価の額が租税特別措置法39条の12第8項に定める利益分割法により算定した独立企業間価格に満たないことを理由に、国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の規定により、国外関連取引が独立企業間価格で行われたものとみなし、各事業年度の所得金額に独立企業間価格と国外関連取引の対価の額との差額を加算すべきであるとする法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定の一部又は全部の取消しを求めた。

原審判決は、国外関連取引の対価が独立企業間価格に満たないとの立証があるとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく、課税処分は違法であるとしてＨ社の請求をいずれも認めたので、これを不服とした国が、原判決を取り消し、Ｈ社の請求を全て棄却することを求めて控訴したという事件である。

２　争点

この事件の争点は、各更正処分等の適否であり、具体的には、処分行政庁が措

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

置法66条の4に定める利益分割法の一つである残余利益分割法を用いてした本件独立企業間価格の算定の適否である。

３　東京高裁の判断

Ｈ社は、マナウス税恩典利益が総費用営業利益率に重要な影響を与えているとしても、それは、重要な無形資産の寄与によるものであるから、残余利益として観念すべきであり、基本的利益の算定における検証対象法人と比較対象法人との間の比較可能性を否定するものではない旨主張する。

確かに、マナウス税恩典の仕組み上、事業規模が大きくなれば、マナウス税恩典利益の額が増加するという相関関係が一般的に認められるのであり、また、販売量の拡大維持は、単に低価格であるだけでは達成できず、製品の品質や、知名度等に大きく影響されることがあると認められるから、マナウス税恩典利益の中には、販売量の維持拡大に寄与する重要な無形資産の寄与が含まれている場合があるということができる。

しかし、他方で、事業規模の維持拡大には、それに必要な人的物的資本の投下や、事業の拡大をするという経営判断が必須であり、それら自体は重要な無形資産とはいい難い。そうすると、マナウス税恩典利益には、重要な無形資産の寄与による残余利益ではない基本的利益が多く含まれていることもまた明らかである。Ｈ社は、当初は、ブラジル側比較対象企業がマナウス税恩典利益を享受していないことについて、差異調整を行う必要はないと主張していたものであるが、当審では、この差異調整を行うというものである。

しかし、「本件国外関連取引の対価が独立企業間価格に満たないこと」という同一の課税要件事実に属し、ブラジル側比較対象企業の基本的利益の算定に直接関連するものであるとしても、マナウス税恩典が差異調整を要しないものであるとする場合と、差異調整を行うとする場合とでは、主張立証の対象となる事実が相当程度異なることになるのであるから、納税者としては、新たな攻撃防御を尽くすことを強いられ、かつ、その負担は軽くないというべきである。

また、Ｈ社に物流コスト等や人件費較差について新たな攻撃防御を強いることになる。したがって、理由附記を求めている法の趣旨に照らすと、予備的主張は、いずれも違法な理由の差替えに該当し許されないと解すべきである。

４　課税関係訴訟事件判決速報（平成２６年８月２８日東京地裁）

東京国税局課税第一部国税訟務官室からの課税関係訴訟事件判決速報№1327は、この事件の東京地裁判決につき、①独立企業間価格の算定方法の選択の適否、②独立企業間価格の算定方法の選択の適否、③算定方法の選択の適否、④残余利益の分割の適否を主な争点とした上で、争点１本件は、残余利益分割法を適用して行った更正処分の適法性が争われた最初の事件であるとした上で、「裁判所は、争点①及び②について、被告が本件国外関連取引を一つの取引とみて残余利益分

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

割法を用いたことは相当であると判断したものの、争点③について、ブラジル側比較対象企業はマナウス税恩典利益を享受していないという点で〇社等との比較可能性を有するものではないから、被告が差異の調整を行わずにブラジル側基本的利益を算定した上、本件独立企業間価格を算定したことには誤りがあるとして、争点④について判断することなく処分を取り消した。なお、この事件については被告が控訴しており、高裁で審理中である。」という短いコメントのみを付している。

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。